

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	地方議会からの意見書（1） －参議院が受理した意見書の主な項目（令和7年）－
著者 / 所属	根岸 隆史・日下 祐子・太田 敬子・菊池 将伸 / 行政監視委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	483号
刊行日	2026-4-30
頁	94-108
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260430.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020） / 03-5521-7686（直通））。

地方議会からの意見書（1）

— 参議院が受理した意見書の主な項目（令和7年） —

根岸 隆史

日下 祐子

太田 敬子

菊池 将伸

（行政監視委員会調査室）

1. はじめに
2. 意見書制度の概況
 - （1）地方議会による意見書の提出
 - （2）参議院における意見書年間受理件数の推移
3. 意見書の主な項目の紹介
 - （1）地方財政の充実・強化
 - （2）地方議会議員の厚生年金への加入
 - （3）ガソリン暫定税率の廃止
 - （4）刑事訴訟法の再審規定の改正
 - （5）選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）の導入
4. おわりに

1. はじめに¹

近年の参議院の行政監視サイクル²では、行政監視委員会を中心として、総務省行政評価局の調査結果等も踏まえつつ、行政全般に関し広く議論がなされてきた。中でも、国と地方の行政の役割分担については、行政監視委員会における参考人質疑、対政府質疑や、小

¹ 本稿は令和8年4月13日現在の情報に基づくものであり、参照URLの確認も同日に行っている。

² 近年の行政監視サイクルの流れについては、根岸隆史「参議院の行政監視機能強化の状況」『立法と調査』No. 454（令5. 2. 22）や、参議院「行政監視委員会の報告書」（https://www.sangiin.go.jp/japanese/kon_kokkaijyoho/gyosei-kanshi/index.html）を参照

委員会を設置しての審議もなされてきた³。

国と地方の行政の役割分担については、国と地方自治体の事務の実態や権限関係、諸課題への対応における連携の在り方を始め、地方自治体の行財政に関する国の考え方、地域の実情に応じた地方自治体に対する財源等の支援の在り方等について議論がなされ、新型コロナウイルス感染症対策に関連して国から地方自治体へ発出された通知や事務連絡の改善の必要性、行政の計画策定等における地方自治体の負担への配慮に係る国の姿勢や取組、デジタル化の進展を踏まえ国と地方自治体に求められる対応、地方自治体におけるEBPM（エビデンスに基づく政策立案）定着に向けた方策、国と地方を横断する政策評価の在り方などについても論じられてきた。

一方、国と地方の行政の在り方に関係する国の取組については、地方公共団体の議会（以下「地方議会」という。）から参議院に対し多数の意見書が提出されており、新型コロナウイルス感染症対策や学校教育、国土強靱化、地方財政、森林・林業・木材産業に関連した国の地方に対する取組等に対し、幅広い多数の要望がなされてきた⁴。意見書については、参議院改革の議論においても、その活用に関する意見が見られている⁵。

本稿では、令和7年に参議院が地方議会から受理した意見書について、その主な要望項目を整理の上、概要を示したい。以下では、まず、意見書制度の概況を解説し、引き続いて意見書の主な項目を紹介する。

2. 意見書制度の概況

（1）地方議会による意見書の提出

地方議会は、機関としての意思を意見や要望としてまとめた意見書の提出権を有している。これは、一定の事項について機関としてその意思や見解等を表明するという地方議会の権限（意見表明権）に基づくものであり⁶、地方自治法第99条では、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」とされている⁷。

従来、意見書の提出先は関係行政庁のみであったが、地方分権の進展に対応した地方議

³ 令和元年サイクル以降、「国と地方の行政の役割分担に関する件」をテーマとした参考人質疑が毎年行われており、令和4年～6年サイクルでは、同テーマで対政府質疑も行われている。また、令和元年～3年サイクルでは、「国と地方の行政の役割分担に関する小委員会」が設置された。

⁴ 令和元年から5年までの間に参議院が受理した意見書全体の概観等については、松本一将「地方議会からの意見書（令和元年～5年）—国会への要望の背景—」『立法と調査』No. 471（令6.12.10）参照。また、令和6年の意見書における主な要望事項等については、根岸隆史・加藤智子・伴野誠人・菅谷隆司・小山育美「地方議会からの意見書（1）」『立法と調査』No. 474（令7.4.14）、根岸隆史・伴野誠人・菅谷隆司・小山育美「地方議会からの意見書（2）」『立法と調査』No. 475（令7.4.25）、根岸隆史・太田敬子・小山育美・伴野誠人・伊藤綾音・菅谷隆司「地方議会からの意見書（3）」『立法と調査』No. 476（令7.7.14）、根岸隆史・日下祐子・太田敬子・小山育美・菊池将伸「地方議会からの意見書（4）」『立法と調査』No. 480（令7.12.2）及び根岸隆史・太田敬子・小山育美・菊池将伸「地方議会からの意見書（5）」『立法と調査』No. 481（令8.3.3）参照

⁵ 参議院改革協議会報告書（令7.6.18）

⁶ 松本英昭『要説地方自治法（第十次改訂版）—新地方自治制度の全容—』（ぎょうせい、平成30年）390頁

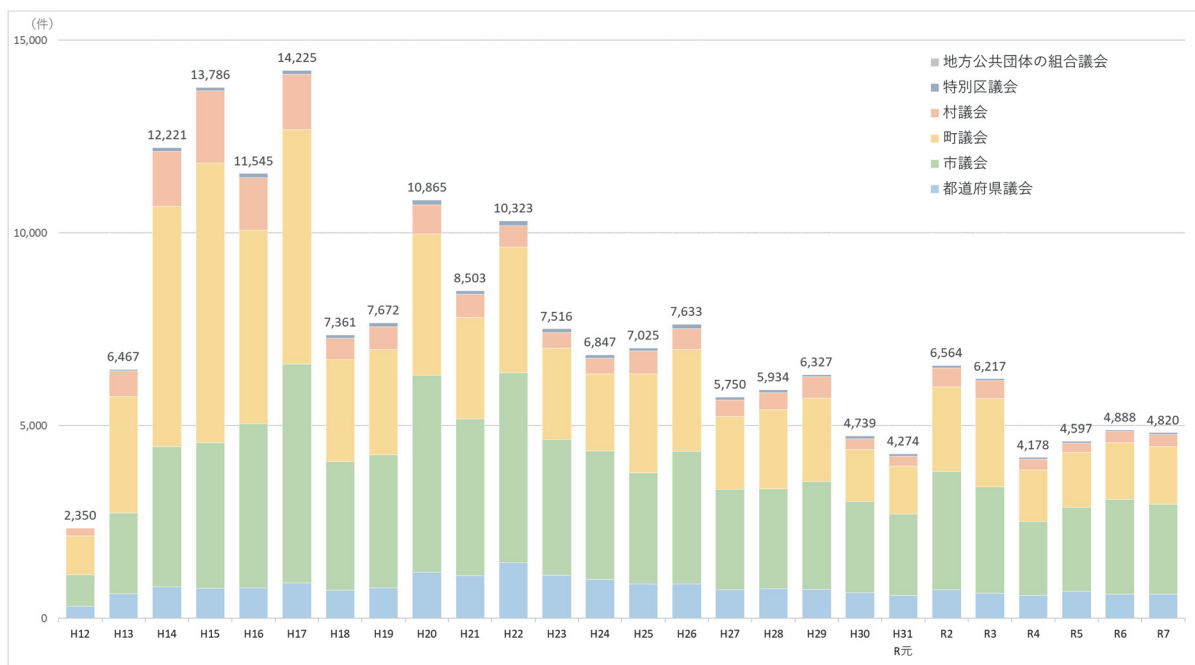
⁷ このほか、地方六団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会の六つの団体の総称）は、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、内閣に対する意見具申権及び国会に対する意見書提出権を有している（地方自治法第263条の3第1項及び第2項）。

会の活性化に資する⁸として、平成12年の地方自治法改正により、国会が提出先に追加された⁹。参議院では、地方議会から意見書を受理した後、その件名及び提出議会名を参議院公報に掲載し、関係委員会に対し参考送付している。

（２）参議院における意見書年間受理件数の推移

令和7年に参議院では、1,299の地方議会から4,820件の意見書を受理している。提出議会別の延べ件数は、都道府県議会が628件、市議会が2,336件、町議会が1,490件、村議会が324件、特別区議会が40件、地方公共団体の組合議会が2件となっている。参議院における意見書の年間受理件数の推移は、以下のとおりである。

図表 1 参議院における意見書年間受理件数の推移



(出所) 筆者作成

参議院における意見書の年間受理件数は、平成17年に14,225件に達したが、以後は遞減傾向が見られてきた¹⁰。近年は、4,000件台で推移しており¹¹、令和7年の受理件数は4,820件であり、6年の4,888件に比べ、68件（1.4%）の減少となった。

⁸ 平成12年の地方自治法改正に関する参議院における法案審査では、法案提出者である齊藤斗志二衆議院地方行政委員長より、「地方公共団体の公益に関する事件については、国会で審議できるものも多々あることから、地方議会が国会に対して意見書の提出ができるようにすることも、議会の活性化に資するものと思料される」との趣旨説明がなされた（第147回国会参議院地方行政・警察委員会会議録第12号1頁（平12.5.23））。

⁹ 地方自治法の改正を受け、第148回国会（特別会）閉会後の平成12年7月27日から意見書の受理が開始された。

¹⁰ いわゆる「平成の大合併」により、平成17年前後に地方公共団体数は大きく変動している（平成16年5月：市695、町1,872、村533、計3,100→平成18年3月：市777、町846、村198、計1,821）。

¹¹ 令和2年及び3年は、新型コロナウイルス感染症対策に関連する要望を含む意見書が各年約2,000件提出され、その特殊要因の影響により全体の受理件数は例年と比して顕著に増加している。

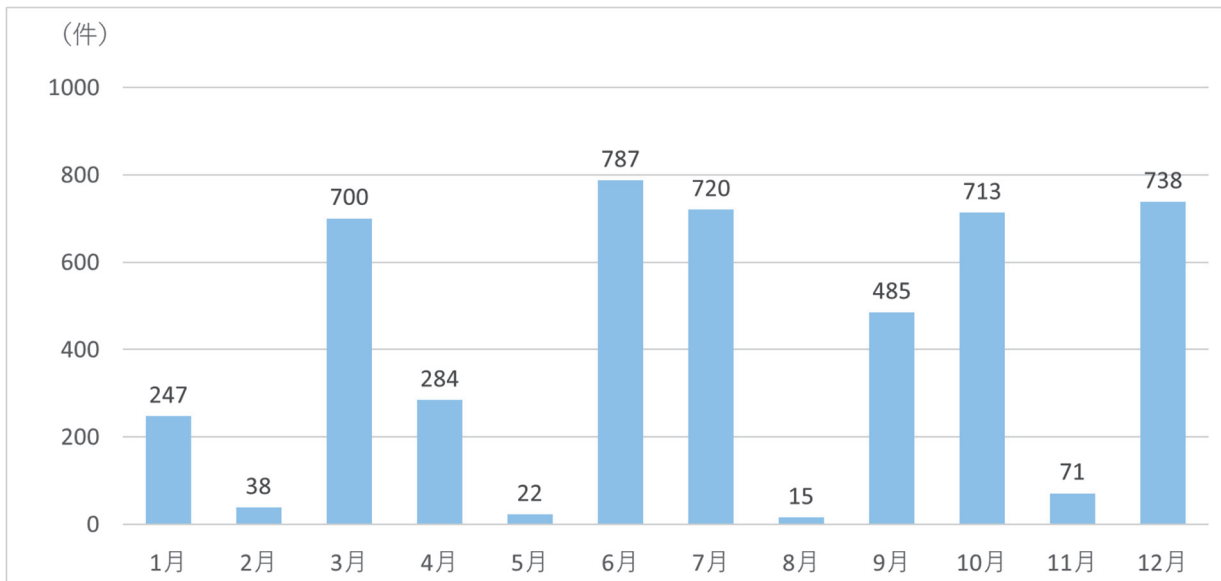
なお、令和7年において参議院に意見書を提出した件数が多い地方議会は図表2、参議院における同年の意見書の月別受理件数は図表3のとおりである。

図表2 令和7年において意見書提出件数が多い地方議会（上位5議会）

都道府県議会		市議会		町議会		村議会	
埼玉県議会	49件	愛知県 名古屋市会	24件	沖縄県 北谷町議会	30件	北海道 鶴居村議会	10件
長野県議会	48件	石川県金沢市 議会、京都府 京都市会	23件	北海道 倶知安町議会	23件	秋田県東成瀬村 議会、長野県高 山村議会、長野 県野沢温泉村議 会	8件
兵庫県議会	32件			北海道 八雲町議会	17件		
岩手県議会	28件	北海道函館市 議会、北海道 石狩市議会、 埼玉県春日部 市議会	19件	北海道 せたな町議会	16件		
福島県議会、 新潟県議会	23件			北海道津別町 議会、北海道 別海町議会	13件	秋田県 大潟村議会	7件

(出所) 筆者作成

図表3 令和7年の意見書の月別受理件数



(出所) 筆者作成

3. 意見書の主な項目の紹介

以下では、令和7年に参議院が受理した意見書の中から、主な要望事項を抽出し取りまとめた項目について、関連する制度の概要や課題などを示しつつ紹介する。

(1) 地方財政の充実・強化

主な要望事項

- 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源¹²総額の確保を図ること。
- 地方交付税¹³の法定率¹⁴を引き上げるなどし、臨時財政対策債¹⁵に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。
- 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが地方自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含め十分な社会保障経費の拡充を図ること。
- 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」¹⁶を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

地方自治体は学校教育や福祉・衛生、警察・消防、道路等の整備といった様々な行政分野の中心的な担い手であり、国民生活に密接に関連する行政サービスの大部分を担っている。政府は、地方交付税法第7条に基づき、地方財政計画¹⁷を策定し、財政調整を図りながら地方自治体の標準的な行政サービスの財源を保障している¹⁸。

令和8年度地方財政計画では、通常収支分¹⁹の歳入歳出規模は、102兆4,427億円となっている（図表4参照）。

歳入では、交付団体ベース²⁰の地方一般財源総額は67兆5,078億円（前年度比3兆7,364億円増）が計上されている。地方一般財源のうち、地方交付税は20兆1,848億円（前年度比1兆2,274億円増）が確保された。地方債等のうち、臨時財政対策債は令和7年度に引き続き新規発行額を0円とした上で、臨時財政対策債償還基金費²¹を創設し、地方財政の健全化を進めている。また、当分の間税率（軽油引取税、地方揮発油譲与税）、環境性能割（自動車

¹² 地方税や地方交付税のように、用途が特定されずどのような経費にも使用できる財源

¹³ 地方自治体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、国税として国が代わって徴収し、地方に再配分するもので、地方の固有財源である。

¹⁴ 所得税及び法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額

¹⁵ 地方財政収支の不足額を補填するため、各地方自治体が特例として発行してきた地方債。平成13年度の制度創設以来、令和7年度に初めて新規発行額が0円となった。なお、8年度末の臨時財政対策債残高見込みは38兆7,961億円（前年度比3兆4,305億円減）とされている。

¹⁶ 国と地方の協議の場に関する法律（平成23年法律第38号）に基づき、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、国と地方が協議を行う場。

¹⁷ 地方自治体の歳入歳出総額の見込額に関してまとめられた書類であり、地方交付税法第7条に基づき、内閣は当該書類を毎年度作成し、国会に提出するとともに一般に公表しなければならないとされている。

¹⁸ 兼村高文ほか『自治体財政を読み解く』（イマジン出版、2022年）18頁

¹⁹ 地方財政計画では、通常収支分のほかに、東日本大震災分がある。

²⁰ 地方交付税の不交付団体を含めた一般財源総額は71兆9,878億円

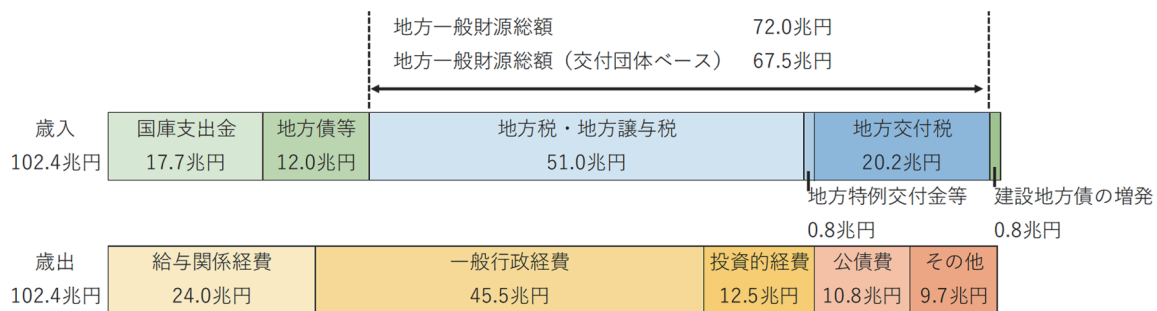
²¹ 地方自治体が臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費を算定するため、地方交付税の基準財政需要額の臨時費目として創設された。

税、軽自動車税) 廃止に伴う 8 年度減収の 6,485 億円について、地方特例交付金により全額を補填することとされた²²。なお、これに関連して、地方六団体²³及び指定都市市長会は、「いわゆる「ガソリンの暫定税率」廃止に関する緊急提言」(令和 7 年 8 月 27 日)において、地方の減収に対し、代替となる恒久財源を措置するなど、安定的な財源の確保を要請している。

歳出では、給与関係経費が 24 兆 75 億円 (前年度比 1 兆 1,477 億円増)、一般行政経費が 45 兆 5,115 億円 (前年度比 1 兆 7,473 億円増) 計上されている²⁴。人件費に関しては、令和 7 年人事院勧告等を踏まえた地方公務員の給与改定に要する経費として 6,790 億円、8 年度の給与改定に備えた給与改善費として 4,000 億円が計上されるなど、給与関係経費の拡充が図られている。

また、子育て対策に関しては、「こども未来戦略」(令和 5 年 12 月閣議決定)に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」実施による令和 8 年度の地方負担分の増 (1,716 億円) について全額計上された。地域医療の確保に関しては、近年の物価高騰や人件費の増加等の厳しい経営環境の中、公立病院が地域に必要な救急医療などを引き続き提供できるよう、病院事業に対する繰出金²⁵として 8,353 億円が計上されるなど、持続可能な地域医療提供体制の確保が図られている。

図表 4 令和 8 年度地方財政収支 (通常収支分)



(出所) 総務省「令和 8 年度地方財政計画の概要」を基に筆者作成

このほか意見書では、自治体業務システムの標準化・共通化に向けて必要な財源を補填すること、地方創生推進費を恒久的な財源に位置付けること、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ることなどの要望事項も見られた。

²² 内訳は、軽油引取税減収補填特例交付金 4,297 億円、地方揮発油譲与税減収補填特例交付金 296 億円、自動車税減収補填特例交付金 1,685 億円、軽自動車税減収補填特例交付金 207 億円

²³ 前掲注 7 参照

²⁴ 会計年度任用職員の給与等は、令和 8 年度に一般行政経費から給与関係経費への移替えが行われた。7 年度と 8 年度の対比を行うため、前年度比の金額についてはいずれも給与関係経費として計上し、算出している。

²⁵ 公立病院の設置自治体において、一般会計から病院事業会計に対する拠出を地方交付税で措置するもの。

(2) 地方議会議員の厚生年金への加入

主な要望事項

- 国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現すること。

人口減少と高齢化の進行とともに地方自治体の経営資源が制約されていく中、地域の多様な民意を集約し、広い見地から住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会の在り方を議論する地方議会の役割は大きい。また、行政以外のサービス提供や課題解決の担い手として、NPO、企業等の多様な主体の参画を得る観点からも、議会の役割は重要である。議会がこのような役割を果たしていくためには、多様な人材が参画し住民に開かれた議会を実現していくことが必要とされるが、地方議会議員の構成が住民の構成と比較して女性や60歳未満の割合が極めて低いなど多様性を欠く状況が続くとともに、投票率の低下や無投票当選の増加の傾向（図表5参照）、立候補者数の定数割れ議会の増加傾向から²⁶、地方議会に対する住民の関心の低下や議員のなり手不足の問題が指摘されている²⁷。

地方議会議員のなり手不足の要因については、特に小規模団体においては議員報酬が低水準であること²⁸、年金制度が整備されていないこと等が指摘されている²⁹。

意見書では、地方議会の果たすべき役割と責任の増大に伴い、議員の職務が常勤化し、専業で活動する議員の割合も上昇していると指摘されている（図表6参照）。また、議員のなり手には就業者の約9割を占める会社員等の被用者からの転身者が期待され、転身後も厚生年金の適用³⁰があれば、家族の将来や老後の生活を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うことから、多様な人材の確保につながると指摘されている。

²⁶ 令和5年の統一地方選挙の結果を見ると、投票率はいずれも過去最低の投票率であった（道府県議会議員選挙41.9%（前回平成31年44.0%）、指定都市議会議員選挙41.8%（同43.3%）、指定都市以外の市議会議員選挙44.3%（同45.6%）、町村議会議員選挙55.5%（同59.7%））。無投票当選者の割合は、近年、道府県議会議員選挙及び町村議会議員選挙において上昇傾向が見られる（総務省「地方選挙結果調」、総務省「第20回統一地方選挙発表資料（令和5年4月9日執行統一地方選挙結果の概要（速報）（令5.4.16修正）、令和5年4月23日執行統一地方選挙結果の概要（速報）（令5.4.28修正）」）。なお、東京都特別区の選挙結果は含んでいない。統一地方選挙における定数割れの推移を見ると、平成23年に3町、27年に4町村、31年に8町村、令和5年に20町村と増えてきている（第33次地方制度調査会第19回専門小委員会（令5.9.27）資料5）。

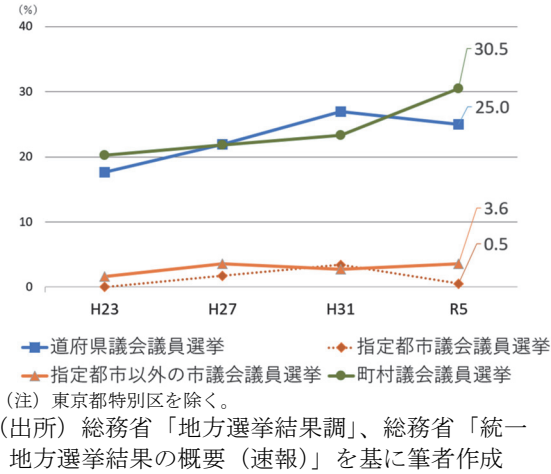
²⁷ 第33次地方制度調査会「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」（令4.12.28）1頁。なお、同答申を踏まえた地方自治法改正により、地方議会の役割及び議員の職務の明確化等が行われた（令和5年5月施行）。

²⁸ 同上 2頁

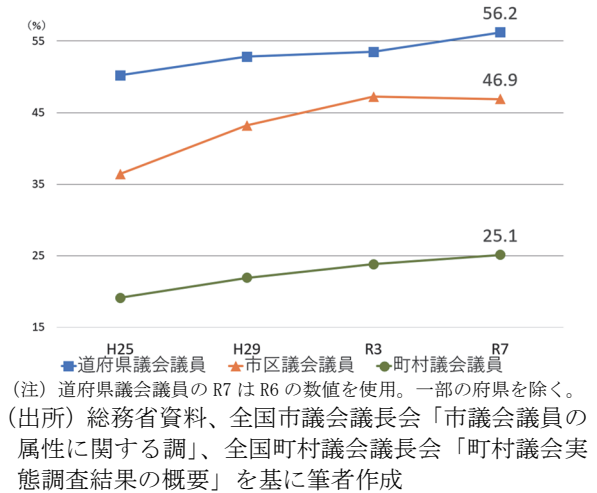
²⁹ 共同通信社「地方議会はいま 全国議長アンケート」（令5.1.30公表。令和5年統一地方選挙に向けて実施されたアンケート調査（対象：全ての都道府県議会と市区町村議会の議長（回答率99.7%）、調査期間：令4.11～5.1）〈https://www.47news.jp/dk_kd44-local_council_free〉）によると、「議員のなり手不足を感じるか？」の問いに対し、「感じる」「どちらかと言えば感じる」との回答の合計は全体の63%（4年前の前回調査に比して11ポイント増加）となり、人口規模別に見ると、町村を中心とする1万人未満の地方自治体で78%に上るなど人口の少ない地方自治体ほど不足を感じる割合が高くなった。「なり手不足解消に有効と考える対策」（複数回答）については、「議員報酬の引き上げ」（77.6%）に次いで、「議員の厚生年金制度」（55.2%）が多かった。

³⁰ 厚生年金については、近年の被用者保険の適用拡大の進展を踏まえた指摘も見られた。

図表5 統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合



図表6 地方議会議員の議員専門割合



かつては公的な互助年金制度として地方議会議員年金制度（以下「旧制度」という。）が存在したが、市町村合併による議員数の激減や行政改革による議員定数・議員報酬の削減に伴う議員年金財政の悪化等を踏まえ、平成23年の法改正³¹により同年6月に廃止された。旧制度廃止を内容とする法律案に対しては、衆参両院の総務委員会で附帯決議が付され、旧制度廃止後、概ね1年程度を目途に議会における人材確保の観点等を踏まえた新たな年金制度について検討を行うことなどが求められた³²。

同附帯決議を受けて総務省は、地方議会議員が被用者年金に加入することによって、国民、住民の政治参加や地方議会における人材確保に資するという認識を示す一方で、保険料の事業主負担（2分の1）として公費負担が見込まれること、厚生年金の被用者要件、労働時間要件等に対する法的手当てといった課題があるとした³³。その後、総務省は、地方議会議員の厚生年金加入については、その身分の根幹に関わることであるので、各党各会派において議論がなされる必要があるとする見解を示している³⁴。三議長会³⁵は、附帯決議の着実な実行を求め³⁶、地方議会議員の厚生年金への加入を求める決議を重ねている³⁷。

このほか意見書では、地方議会議員の厚生年金加入に反対するとの意見も見られた。

³¹ 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号）

³² 第177回国会衆議院総務委員会議録第14号13頁（平23.4.28）、第177回国会参議院総務委員会会議録第14号15頁（平23.5.19）

³³ 第180回国会参議院総務委員会会議録第14号15頁（平24.6.19）。なお、保険料の公費負担について、政府の試算では毎年度約160億円とされている（第200回国会衆議院総務委員会議録第3号20頁（令元.11.19））。

³⁴ 第211回国会参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会会議録第6号12頁（令5.4.14）

³⁵ 全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会

³⁶ 全国都道府県議会議長会は、「総務省「地方議会・議員のあり方に関する研究会」への意見」（令元.11.15）において、その理由として、議員の実態が地域貢献として務める名誉職から職業へと変化しており、厚生年金の加入要件を実質的に充足していること（①所属する地方公共団体から毎月定額の議員報酬が支給され、所得税法上は給与所得とされていること、②勤務時間の定めはないものの、会期中のみならず、経常的に当該地方公共団体に関する活動を実施していること）を挙げ、近年の厚生年金の適用拡大の動き等を踏まえれば、議員を含む加入者の増加は年金制度の安定化に寄与するとしている。

³⁷ 令和8年3月23日決議<https://www.gichokai.gr.jp/attach/b02/B02s_4780_3.pdf>

(3) ガソリン暫定税率³⁸の廃止

主な要望事項

- 国民生活や経済活動を守るため、ガソリン暫定税率を直ちに廃止し、税負担を軽減すること。
- 暫定税率の廃止に伴い減収となる財源については、安定的な行政サービスの提供及び財政運営を担う地方への影響等を十分に考慮し、代替の恒久財源を措置すること。

ガソリン暫定税率とは、ガソリン税と総称される揮発油税及び地方揮発油税³⁹について、本則税率より高く設定された特例税率⁴⁰のこととされる。令和7年12月31日に廃止されるまで、ガソリン1リットル当たり53.8円（本則税率28.7円に25.1円上乘せ⁴¹）が課税されていた。暫定税率は昭和49年に道路整備の財源確保のため導入され⁴²、当初は一時的な措置であったが、その後も延長を重ね⁴³、半世紀以上にわたり続いていた⁴⁴。

意見書では、ガソリン価格の高騰が続く中、とりわけ公共交通機関が十分に整備されていない地方においては、自家用車が日常生活の必需品であることから、家計の大きな負担となっているとして、ガソリン暫定税率の廃止が求められていた。

暫定税率の廃止をめぐる議論は原油価格の高騰を背景とした物価高対策として活発化し、令和7年6月には野党7党⁴⁵が共同で提出したガソリン暫定税率廃止法案⁴⁶が衆議院で可決されたものの、参議院で審査未了となった。その後、参議院選挙を経て与野党間で協議がなされ、同年8月に改めて提出され継続審議となっていたガソリン暫定税率廃止法案⁴⁷

³⁸ 政府資料等においては法文等から「当分の間税率」と表記されるが、意見書においては「暫定税率」との表記が多数を占めることから、本項目では「暫定税率」を使用する。

³⁹ 揮発油税及び地方揮発油税はいずれも国税であるが、地方揮発油税は収入額の全額が、地方揮発油譲与税として都道府県及び市町村に譲与される。

⁴⁰ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）で規定されている。

⁴¹ 揮発油税は1リットル当たり48.6円（本則税率24.3円に24.3円上乘せ）、地方揮発油税は同5.2円（本則税率4.4円に0.8円上乘せ）がそれぞれ課税されていた。

⁴² ガソリン税のほか、軽油引取税についても、道路特定財源とされ暫定税率が導入されてきた。平成21年度に道路特定財源制度が廃止され、一般財源化された。

⁴³ 平成20年4月の1か月間、暫定税率の適用期限を延長するための法律案が年度内に成立しなかったため本則税率が適用されたことがある（同法律案の衆議院再可決・成立に伴い、同年5月から暫定税率適用）。

⁴⁴ 平成22年度税制改正において、道路特定財源制度廃止を踏まえ暫定税率を廃止することとした上で、地球温暖化対策との関係や厳しい財政事情に留意する必要があることから、「当分の間、揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税について現在の税率水準を維持する」とされた。このため、平成22年度以降の特例税率については、政府資料等では「当分の間税率」、一部報道では「旧暫定税率」などの表記が用いられている。なお、いわゆるトリガー条項（指標となるガソリン価格の平均が連続三月にわたり1リットルにつき160円を超えることとなった場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止する措置）が租税特別措置法に創設されたが、同措置は、翌23年に発災した東日本大震災の復旧・復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされ（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）、発動実績なく凍結されたまま、令和7年に暫定税率とともに廃止された）。

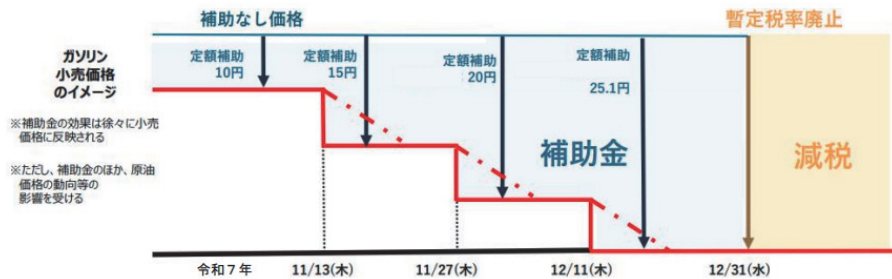
⁴⁵ 立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、日本共産党、参政党、日本保守党、社会民主党の7党

⁴⁶ 「租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案」（第217回国会衆第53号）

⁴⁷ 「租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案」（第218回国会衆第1号）

は、同年11月、衆議院における修正を経て成立し、ガソリン暫定税率は廃止された⁴⁸。なお、ガソリン価格の急激な変動を避けるため、図表7のとおり段階的に補助金が拡充された。

図表7 ガソリン暫定税率廃止に向けた補助金の段階的拡充における小売価格のイメージ



(出所) 資源エネルギー庁燃料流通政策室「ガソリン・軽油の暫定税率廃止に向けた補助金の段階的拡充について」(令7.11)に筆者加筆

ガソリン暫定税率廃止に伴う税収減の額は、軽油引取税の暫定税率廃止分も含めると、国・地方を合計して約1.5兆円に上るとされており、地方分においては約5,000億円の減収が見込まれている⁴⁹。これにより、地方財政への大きな影響が懸念されており、その補填に必要な安定財源の確保が重要な課題となっている。これに関連して、地方六団体⁵⁰及び指定都市市長会は、「いわゆる「ガソリンの暫定税率」廃止に関する緊急提言」(令和7年8月27日)において、地方の減収に対し、代替となる恒久財源を措置するなど、安定的な財源の確保を要請している。

政府は、令和7年12月に与党が決定した令和8年度税制改正大綱⁵¹(以下「与党税制大綱」という。)を踏まえ、8年度においては地方の税収減を地方特例交付金によって全額補填することとし、同年度予算において、地方揮発油譲与税減収補填特例交付金として296億円、軽油引取税減収補填特例交付金として4,297億円を計上している⁵²。なお、今後の財源については、与党税制大綱において租税特別措置の見直しなどによる地方増収分を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、令和9年度税制改正において結論を得るもの⁵³としている。

⁴⁸ 軽油引取税の暫定税率については、令和8年4月1日に地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)により、廃止された。なお、廃止後のガソリン価格は一時的に落ち着きを見せていたものの、同年2月のアメリカとイスラエルによるイランへの軍事攻撃の影響を受け、再び原油価格が高騰し、減税効果が相殺されかねない事態とされる(『朝日新聞』(令8.3.3))。政府は、国民生活と経済活動を守るため、同年3月19日から緊急的激変緩和措置として燃料油価格激変緩和対策基金の残高を活用した補助の支給を開始し、石油製品価格の急激な上昇を抑制する措置を講じている(首相官邸「イラン情勢に関する政府の対応についての会見」(令8.3.11)<<https://www.kantei.go.jp/jp/105/statement/2026/0311kaiken2.html>>、資源エネルギー庁「イラン情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置について」(令8.3.11))。

⁴⁹ 村上総務大臣閣議後記者会見の概要(令7.7.29)<https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02001462.html>

⁵⁰ 前掲注7参照

⁵¹ 与党税制大綱において、地方の安定財源については「税外収入等の一時財源を確保して対応するとともに、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方財政措置において適切に対応する」としている。

⁵² 令和8年度地方団体の歳入歳出総額の見込額(令8.2.20)25頁

⁵³ 第221回国会衆議院総務委員会議録第3号(令8.3.10)

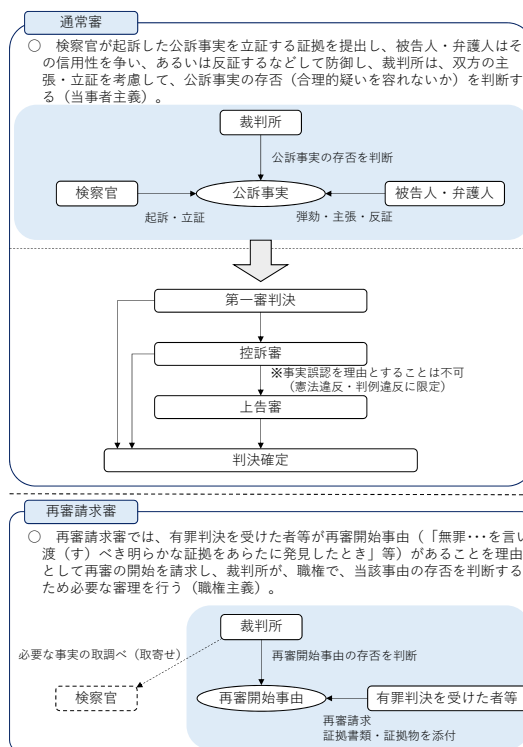
(4) 刑事訴訟法の再審規定の改正

主な要望事項

- 再審請求手続における手続規定を整備すること。
- 再審請求手続における捜査機関が保管する全ての証拠の開示を制度化すること。
- 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。

再審とは、通常審（三審制）を経て確定した有罪判決について、主として事実認定の不当を是正し、その言渡しを受けた者を救済するための非常救済手続である（図表8参照）。

図表8 通常審（三審制）及び再審請求審の手続構造



(出所) 改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会第9回会議（令5.11.8）配布資料35

再審の手続は、再審請求審と再審公判の二段構造となっている。再審請求審は、有罪判決を受けた者等が再審開始事由⁵⁴があることを理由として再審の開始を請求し、裁判所が、職権で、当該事由の存否を判断するための審理を行う手続である。裁判所は、必要があるときは、職権で事実の取調べを行い、検察官が保管する通常審の公判に提出されなかった記録等の取寄せを行うこともできる。

再審請求審において再審開始決定がなされ⁵⁵、それが確定した場合は、再審公判に移行す

⁵⁴ 無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したとき（刑事訴訟法第435条第6号）等が挙げられる。

⁵⁵ 令和5年の再審請求事件の処理状況の総数は、受理件数431に対し、既済人員が269、うち再審開始決定の人

る。再審公判の訴訟手続は通常審と同様となる。再審請求に関し裁判所が行った決定に対しては、不服申立てを行うことができ、検察官による不服申立ても認められている。

意見書においては、えん罪は国家による最大の人権侵害の一つであり、その救済のために再審があるが、現行刑事訴訟法には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、再審請求審の進め方は裁判所の広範な裁量に委ねられるとともに、事件を担当する裁判官により異なり、公平性が損なわれているとの指摘がなされた。また、過去のえん罪事件で、検察庁等の捜査機関が保管する証拠が再審段階で明らかになった例があること、裁判所の再審開始決定に対する検察官の不服申立てが相次ぎ⁵⁶、速やかな救済が妨げられていること⁵⁷なども指摘され、法改正が求められた⁵⁸。

国会においては、超党派の議員連盟による議員立法での再審規定の改正に向けた取組が行われた⁵⁹。

令和7年3月、法務大臣から法制審議会に対し刑事再審手続の在り方に関する諮問（第129号）がなされた。同年4月、法制審議会刑事法（再審関係）部会が設置され、再審手続規定等に関して調査審議を重ね、8年2月、法制審議会は要綱（骨子）を取りまとめ⁶⁰、法務大臣に答申した⁶¹。要綱（骨子）には、再審請求審における証拠の提出命令等、再審請求審・再審公判における裁判官の除斥、再審請求についての調査手続・審判手続等、刑の執行停止時期の明確化と死刑確定者の拘置の停止、再審の請求に係る決定に対する即時抗告等の提起期間の延長、再審請求手続に関する費用補償を柱とする事項が盛り込まれたが、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止については見送られた⁶²。法務大臣は、この答申内容を踏まえ、速やかに改正案を国会に提出できるよう準備を進めるとしている⁶³。

員数が2となっている（法制審議会刑事法（再審関係）部会第1回会議（令7.4.21）配布資料2「統計資料」第1表）。

⁵⁶ 日本の再審制度のルーツとされるドイツでは、1960年代の法改正で再審決定に対する検察官の不服申立てができなくなった。また、日本の再審では請求人が新証拠を提出する必要があるが、英国では、再審申立てを受け事件の再調査を行う独立機関である刑事事件再審委員会（CCRC）が公的機関や民間機関から必要な資料を入手することができる（『産経新聞』（令5.9.18））。

⁵⁷ 袴田事件では、第二次再審請求において、平成26年に静岡地裁が再審開始決定を行った後、検察官が不服申立てを行い、令和5年に再審公判が始まるまでに9年以上を要しており、令和6年に無罪判決が確定するまで10年以上を要している（日本弁護士連合会「袴田事件」〈<https://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/deathpenalty/q12/enzaihakamada.html>〉）。

⁵⁸ 刑事訴訟法の再審規定は、昭和24年に現行刑事訴訟法が施行されて以来、改正されていない。

⁵⁹ 超党派の「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」（令和6年3月発足）によって、再審の請求の手続における検察官保管証拠等の開示命令や再審開始の決定に対して検察官の不服申立てを認めないこと等を内容とする「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」（第217回国会衆第61号）（提出党派：立憲、国民、れ新、共産、参政）が取りまとめられ、令和7年6月、衆議院に提出された。なお、同法律案は継続審議となっていたが、8年1月の衆議院解散に伴い審査未了となった。

⁶⁰ 部会から報告された答申案は、賛成多数（出席17名、賛成12名、反対4名）をもって原案どおり採択された。

⁶¹ 答申には要綱（骨子）記載の制度の運用や今後の検討等について附帯事項があり、証拠の提出命令の運用に当たっては、「関連性・必要性が認められる証拠の範囲が不当に狭くならないよう、その判断が適切に行われることを期待する」、また、再審開始決定に対する検察官の不服申立てについては、「慎重かつ十分な検討を確実に行った上で適切な対応がなされることが望まれる」などとされている（法制審議会第204回会議（令8.2.12）配布資料刑2「諮問第129号に対する答申案」）。

⁶² 確定判決による法的安定性が著しく害される等の理由で反対意見が大勢を占めたことから、要綱（骨子）には盛り込まれなかった（法制審議会第204回会議議事録18頁（令8.2.12））。

⁶³ 法務大臣閣議後記者会見の概要（令8.2.13）〈https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00693.html〉

(5) 選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）⁶⁴の導入

主な要望事項

- 民法を改正し、選択的夫婦別氏制度を早期に導入すること。
- 選択的夫婦別氏制度の法制化に向けた積極的な議論を進めること。

民法第750条は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定しており、日本においては婚姻後に夫婦いずれかの氏を選択しなければならない夫婦同氏制度が採られている。図表9のとおり、現実には、男性の氏を選び、女性が氏を改める例が圧倒的多数となっている。これに対し、女性の社会進出等を背景に、婚姻による改氏により不便・不利益が生じる場合等があるとして、婚姻後も夫婦それぞれが婚姻前の氏を称することを認める選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見がある⁶⁵。

図表9 婚姻件数と選択した氏

年	婚姻件数	夫の氏(%)	妻の氏(%)
平成27	635,225	609,819(96.0%)	25,406(4.0%)
平成28	620,707	595,578(96.0%)	25,129(4.0%)
平成29	606,952	581,896(95.9%)	25,056(4.1%)
平成30	586,481	561,209(95.7%)	25,272(4.3%)
令和元	599,007	572,266(95.5%)	26,741(4.5%)
令和2	525,507	500,922(95.3%)	24,585(4.7%)
令和3	501,138	476,088(95.0%)	25,050(5.0%)
令和4	504,930	478,199(94.7%)	26,731(5.3%)
令和5	474,741	448,397(94.5%)	26,344(5.5%)
令和6	485,092	456,453(94.1%)	28,639(5.9%)

(出所) 厚生労働省「人口動態統計」を基に筆者作成

令和4年3月に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」では、28.9%が「選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい」、27.0%が「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい」、42.2%が「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使

⁶⁴ 一般的に「選択的夫婦別姓制度」と呼ばれることがあるが、民法等の規定では「姓」や「名字」を「氏（うじ）」と呼んでいることから、本項目では「氏」を使用する。

⁶⁵ 令和6年6月、一般社団法人日本経済団体連合会からも選択的夫婦別氏制度の早期実現を求める要望が出された（一般社団法人日本経済団体連合会「選択肢のある社会の実現を目指して～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～」(令6.6.18、令7.5.7改訂) <<https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/044.html>>）。

用についての法制度を設けた方がよい」と回答している⁶⁶。また、同府による「令和3年度人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」では、20～39歳の女性25.6%（男性11.1%）から、積極的に結婚したいと思わない理由の一つとして「名字・姓が変わるのが嫌・面倒」が挙げられている。

夫婦同氏制度を採用している国は、法務省の調査等によれば、日本以外にないとされ⁶⁷、国連の女子差別撤廃委員会⁶⁸からは日本に対し、夫婦の氏の選択に関する法改正を求める累次の勧告が行われている⁶⁹。

また、民法第750条の規定について、平成27年12月、最高裁判所は、同規定の採用した夫婦同氏制度が合理性を欠く制度であるとは認めるとはできない等として合憲と判断した上で、夫婦の氏制度の在り方については、国会で論ぜられ判断されるべき事柄にほかならないとした⁷⁰。令和3年6月の大法廷決定でも同規定を合憲と判断している⁷¹。国会においては、その後も夫婦別氏をめぐる議論がなされており⁷²、政府は、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関して、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めるとしている⁷³。

一方で、政府は、旧氏の通称使用の拡大に取り組んでおり、身分証として使われるパスポート、マイナンバーカード等における旧氏併記が可能となっている⁷⁴。令和8年3月に閣議決定された第6次男女共同参画基本計画においては、旧氏の単記も可能とする法制化などの基盤整備の検討を含め、旧氏使用の更なる拡大やその周知に取り組むとしている。

このほか意見書では、旧氏の通称使用拡大の法制化、国会等における議論の更なる活性化などの要望事項や、夫婦別氏に伴う親子別氏による子供への影響等の観点から夫婦別氏制度の導入に慎重な対応を求める意見も見られた。

⁶⁶ 近時の新聞各紙の世論調査では、現行制度維持29.7%、旧氏の通称使用拡大49.5%、選択的夫婦別氏制度導入17.8%（『読売新聞オンライン』（令8.2.20））、現行制度維持12.0%、旧氏の通称使用拡大26.0%、選択的夫婦別氏制度導入20.0%、旧氏の通称使用拡大及び選択的夫婦別氏制度導入の両方24.0%（『毎日新聞』（令8.3.30））。なお、政府は、最近の世論について、「現行制度の維持、旧氏の通称使用の拡大、法制化、夫婦別氏制度の導入の三者で調査した場合には、旧氏の通称使用の拡大、法制化を選択する割合が高くなる傾向にある」としている（第221回国会参議院予算委員会会議録第2号（令8.3.16））。

⁶⁷ 平成22年に法務省が行った調査等によれば、(1) 夫婦同氏と夫婦別氏の選択を認めている国として、アメリカ合衆国（ニューヨーク州の例）、イギリス、ドイツ、ロシア、(2) 夫婦別氏を原則とする国として、カナダ（ケベック州の例）、韓国、中華人民共和国、フランス、(3) 結婚の際に夫の氏は変わらず、妻が結合氏となる国として、イタリアがある（法務省「選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）についてよくある質問 Q12」〈<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji36.html#Q12>〉）。

⁶⁸ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）の規定に基づき、同条約の実施に関する進捗状況を検討するため、設置されている。

⁶⁹ 内閣府男女共同参画局ウェブサイト〈https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/index.html〉参照。政府は、令和6年10月の女子差別撤廃委員会による勧告に対しては、内容を十分に検討した上で適切に対応するとしている（第216回国会参議院法務委員会会議録第3号7頁（令6.12.19））。

⁷⁰ 最大判平27.12.16民集第69巻8号2586頁

⁷¹ 最大決令3.6.23集民第266号1頁

⁷² 政府は、「選択的夫婦別氏制度の導入の是非については、国民各層の意見や国会における議論の動向等をよく踏まえる必要がある」と答弁している。なお、高市内閣総理大臣は、選択的夫婦別氏制度について「慎重な立場」としている（第221回国会参議院予算委員会会議録第2号（令8.3.16））。

⁷³ 第6次男女共同参画基本計画（令8.3.13）106頁

⁷⁴ 内閣府男女共同参画局「各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について」（令7.8.6）によると、332の国家資格、免許等の全てにおいて、資格取得時から旧姓使用ができることとされる。

4. おわりに

本稿では、令和7年に参議院において受理された意見書の主な項目のうち、一部について紹介した。引き続き主な項目の紹介を通じ、意見書の全体像を概観していきたい。

(ねぎし たかし、くさか ゆうこ、おおた けいこ、きくち まさのぶ)